

京都市アバンティホール条例を廃止する条例（平成22年3月26日京都市条例第
54号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都市アバンティホールについては，市民の文化芸術活動の場としても開放されることなどを条件に，学校法人龍谷大学に有償で譲渡することとし，これを廃止することとしました。

この条例は，平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市アバンティホール条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第54号

京都市アバンティホール条例を廃止する条例

京都市アバンティホール条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「アバンティホール」を削る。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)